



動物愛護

フェスティバル開催

相双保健福祉事務所では、皆さんに動物の愛護と正しい飼い方について関心と理解を深めていただくため、動物愛護フェスティバルを開催します。

この機会に人と動物の関わりについて考えてみませんか。皆さんのご来場をお待ちしています。

とき 9月24日(日) 13時～15時30分

ところ サンライフ南相馬

内容

動物愛護児童画コンクール作品展示・表彰、盲導犬や警察犬の模範演技、うさぎなどの小動物とのふれあいコーナー、乗馬体験、飼い犬のしつけ方の相談、獣医師会による動物健康相談、動物愛護ボランティアの会の活動状況紹介など。

問合せ

相双保健福祉事務所 ☎261358

ボクシング・エクササイズ

教室開催



南相馬市ボクシング協会では、生涯スポーツ推進の一環として、ボクシング・エクササイズ教室を開催します。

ボクシング・エクササイズは、その名のとおり、ボクシングの動きを取り入れたエクササイズです。楽しく体を動かすことで無理なく体脂肪を燃焼させ、効果的にシェイプ

アップができます。また、ストレッチも発散できる優れたスポーツです。

フィットネス感覚で老若男女を問わず、だれもが楽しめます。お気軽に参加して、この機会にぜひボクシング・エクササイズをご体験ください。

とき

10月2日(月)から30日(月)までの毎週月曜日(計5回)

ところ

19時～20時30分
南相馬市スポーツセンター
30人程度

定員

認知症介護相談会

とき 9月9日(土) 14時～15時30分

ところ 原町区福祉会館

対象 認知症を抱える家族の方

問合せ 認知症の人と家族の会

(古山) ☎234045

受講料

3,000円(保険料ほか)
※当日納入してください。

申込期限 9月25日(月)

申込方法

南相馬市スポーツセンターに備付けの申し込み用紙又は、電話にてお申し込みください。

申込先・問合せ

南相馬市スポーツセンター
☎28951
南相馬市ボクシング協会
事務局(鈴木)
☎090(9537)6071

防衛庁自衛隊各種学生募集

募集内容	防衛大学校学生(一般)	防衛医科大学校学生	看護学生
受付期間	9月8日(金)～9月29日(金)		
応募資格	18歳以上21歳未満 (高卒又は卒業見込)		18歳以上24歳未満 (高卒又は卒業見込)
募集人数	人文・社会科学専攻 約65人 (うち女子約5人) 理工学専攻 約295人 (うち女子約20人)	約75人	約70人
1次試験日	11月11日(土)・12日(日)	11月4日(土)・5日(日)	10月15日(日)
入校時期	平成19年4月1日	平成19年4月上旬	平成19年3月下旬 ～4月上旬

問合せ 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所
原町区高見町一丁目142-1 ☎234712

情報公開についての 答申書を公開します

～南相馬市情報公開審査会～

「南相馬市情報公開条例」に基づき、市長からの諮問に対する答申書を次のとおり公開します。

閲覧開始 9月1日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 人事行政課

問合せ 人事行政課 ☎245222

● 児童手当の請求は9月30日までです ●

(窓口での受付は、9月29日(金)までです。)

4月1日から児童手当制度が拡充され、支給対象年齢が小学校第3学年修了前までから、小学校修了前(12歳到達後の最初の3月31日)までに拡大されました。また、所得制限限度額についても緩和されました。

改正後の支給要件に該当する保護者の方へは、市への認定請求等の手続きの案内を送りましたので、まだ手続きをしていない方は、各区の福祉担当窓口で申請してください。

なお、今回の改正に伴う認定請求等は、9月30日までに提出されたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

10月以降に申請された場合は、翌月からが支給対象となりますので、ご注意ください。

申請先 問合せ

小高区健康福祉課 ☎496413

鹿島区健康福祉グループ ☎462114

原町区福祉課 ☎245242

○小学校5・6年生の児童の保護者の方

(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれの児童)

現在、児童手当を受給されていない方は認定請求が必要となります。また、4年生までの児童がいて既に児童手当を受給している方は額改定請求が必要となります。

○0歳～小学校4年生のお子さんの保護者で、これまで所得制限によって児童手当を受給していない方

所得制限限度額の引き上げによって、新たに児童手当を受給できる場合があります。その場合には、認定請求が必要となります。

○小学校4年生の児童の保護者で、3月31日まで児童手当を受給していた方

(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの児童)

3月31日まで児童手当を受給していた方は、4月以降も引き続き手当が支給されますので、手続の必要はありません。

※ただし、3月1日以降南相馬市へ転入してきた方は、認定請求が必要となります。

【申請に必要なもの】

・新しく認定請求をする方

- ①印鑑、②申請者名義の通帳(郵便局を除く)
- ③健康保険証(厚生年金等加入者のみ)
- ④児童手当用所得証明書(平成18年1月2日以降南相馬市に転入してきた方のみ必要となります。詳しくはお問い合わせください。)

・額改定請求をする方

印鑑のみ

ハイテクプラザ 技術相談&事業説明会 in 相双

と き 9月28日(木)

○技術相談会 10時～16時

○事業説明会 13時～15時30分

ところ 南相馬市民文化会館(ゆめはっと) 多目的ホール

内 容 ○技術相談会

企業の皆さんが現在直面している技術的な課題について、個別相談に応じます。

○事業説明会

ハイテクプラザ、(社)発明協会福島県支部、(財)福島県産業振興センター技術支援部の事業を紹介します。(機器活用、技術相談の事例等)

福島県ハイテクプラザでは、相双地域の企業の皆さんを対象に、技術相談会及び事業説明会を開催します。

参加は無料ですので、お気軽にご参加ください。

申込方法

南相馬市経済部商工労政課、ゆめサポート南相馬、相双地方振興局企画商工部に備え付けの申込書で申し込みください。

なお、申込書は福島県ハイテクプラザのホームページ(<http://www.fukushima-iri.go.jp/>)からダウンロードできます。

申込期限 9月25日(月)

申込先・問合せ

南相馬市経済部商工労政課 ☎245264

(株)ゆめサポート南相馬 ☎253310

相双地方振興局企画商工部 ☎261142